

規 則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月6日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第5号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則（平成21年埼玉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月6日から施行する。